

南魚沼市立六日町小学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立六日町小学校

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行、以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、「南魚沼市立六日町小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは、法第 2 条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第 2 条第 2 項で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

② いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、児童には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないように、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対

策と認知及びその後の対応については「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

③ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を用いてSNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

具体的ないじめ類似行為の態様は、以下のようなものがある。

- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(2) いじめ防止のための取組

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- イ 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ウ 児童がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童がいじめに向かわないようにストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけ

※ 特定の課題を意識しない全ての児童生徒を対象に行われる取組

<発達支持的生徒指導の具体>

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業等を通じた個と集団への働きかけ

② いじめの未然防止教育

道徳や学級活動・HR活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の充実

※ 意図的・組織的・系統的な教育プログラム

<課題未然防止教育の具体>

いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室や人間関係作りを支援する取組

③ いじめの早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処（アンケート、面談、健康観察等による気づきと被害児童生徒の安全確保等）

※ 校内連携支援チームによる、組織的なチーム支援

<課題早期発見対応の具体>

いじめアンケート、スクールカウンセラー（以下SC）やスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を交えたスクリーニングテストなどの実施

④ 重大事態に発展させない困難課題対応の生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策会議による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）

※ 校内連携支援チームや、ネットワーク型支援チームによる計画的・組織的・継続的な指導・援助

<困難課題対応の生徒指導の具体>

課題に応じて管理職、生徒指導主事、担任、養護教諭、SC、SSW等の専門家で構成される校内連携型支援チームの編成、関係機関との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成した対応など

(3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者は、児童からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめたとされる児童に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

※学校・学年・学級経営の充実

イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

※道徳授業、人権教育、同和教育の充実

ウ 児童等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

※社会性の育成の視点での取組（特別活動＝学校行事や異学年交流等）

② いじめの早期発見のための措置及び取組

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（法第16条）

- ・ 児童等対象のいじめアンケート調査（5月、9月、1月、随時）
- ・ 児童等対象の簡易アンケート調査（4月、6月、11月、随時）
- ・ 児童等対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）
- ・ WEBQUの実施・分析による調査（6月、11月）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

エ 定期的な情報交換

日常的な子供の観察の中から気になる子供についての情報を共有する。週に1度、ミニ子供を語る会を実施する。

<観察の指針>【職員用】

子供のストレスについて

- ・ 学校生活への不満を口に出す。
- ・ 友達、家族、教師に対する不満を口に出す。
- ・ クラスの雰囲気良くない。

具体的な行動

- ・ 特定の子供の発表等ではやしたてる。
- ・ 特定の子供の物が取られたり、壊されたりする。
- ・ 特定の子供に対して、暴言や冷やかし、ひそひそ話をする。

<観察の指針>【家庭用】

日常の変化

- ・ 理由がはっきりしない衣服の汚れやかすり傷などがある。
- ・ 登校時になると身体の不調を訴え、登校を渋るようになる。
- ・ 食欲が落ちる、寝つきが悪い、笑顔が減る。
- ・ 死や非現実的なことに関する情報に興味をもつ。
- ・ 自己否定的な言動が目立つ。

持ち物の変化

- ・ 持ち物や勉強道具が無くなったり、落書きされたりする。
- ・ 家庭からお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりする。

友人関係の変化

- ・ 親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりする。
- ・ 友達からの電話に出たがらなくなる。
- ・ 学校や友達に対する不平不満を口にすることが多くなる

家族との関係の変化

- ・ 些細なことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりする。
- ・ 家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達との話題を避けたりするようになる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

① 名称

法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立六日町小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、生活指導部員、該当学年主任
必要に応じて専門的な知識を有するものを加える

③ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

*いじめを認知した日を含め5日以内に南魚沼市教育委員会に報告する。

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導する。また、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、課外活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
※いじめの解消は、指導後経過3か月を一つの目安とする。
※いじめられたと訴えた児童及び保護者に聞き取る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合

- ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

平成26年	5月	1日	制定
平成28年	6月	13日	改訂
平成29年	6月	21日	改訂
平成30年	6月	4日	改訂
令和3年	11月	26日	改訂
令和4年	5月	6日	改訂
令和5年	4月	14日	改訂
令和6年	4月	3日	改訂
令和7年	4月	2日	改訂